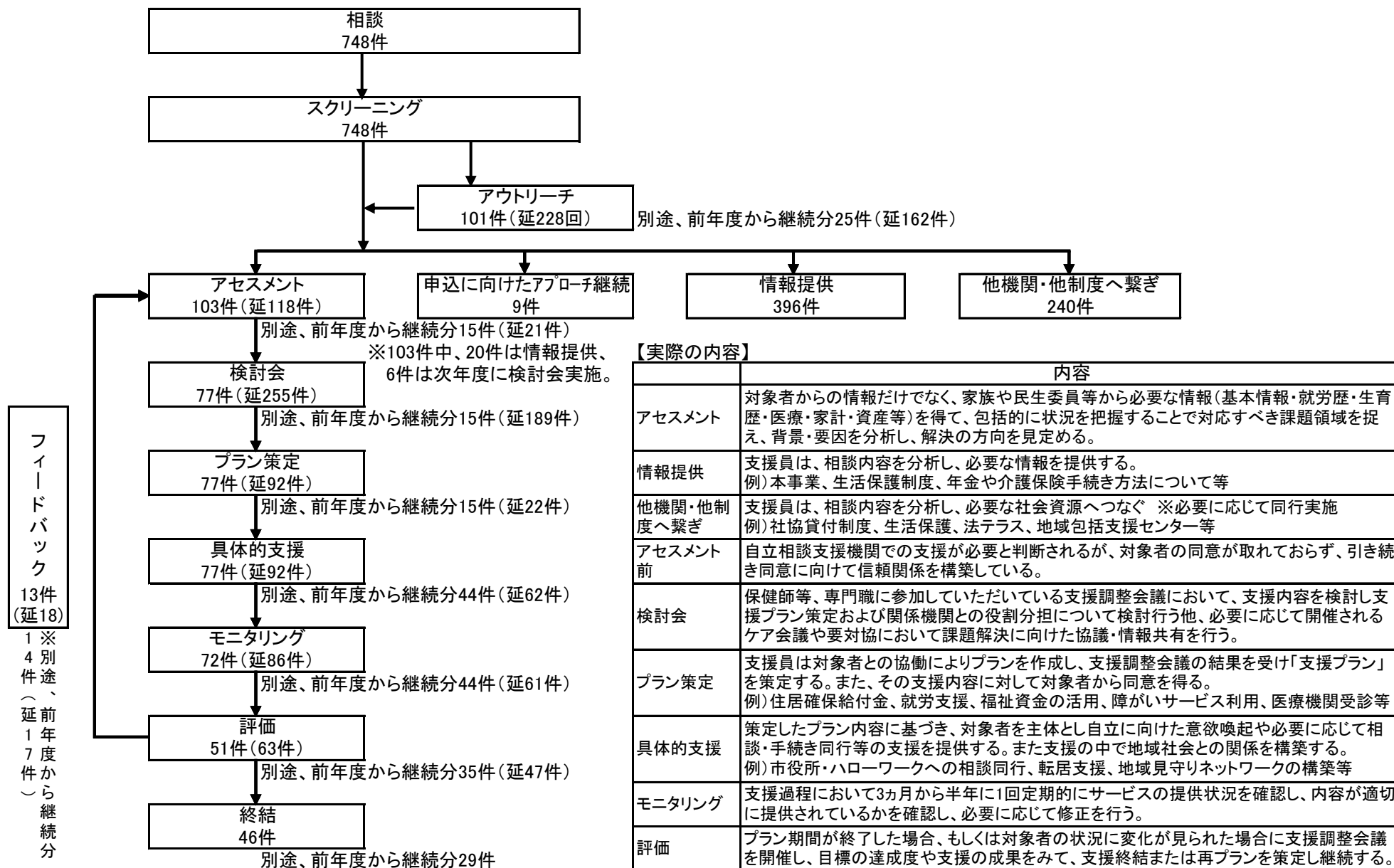
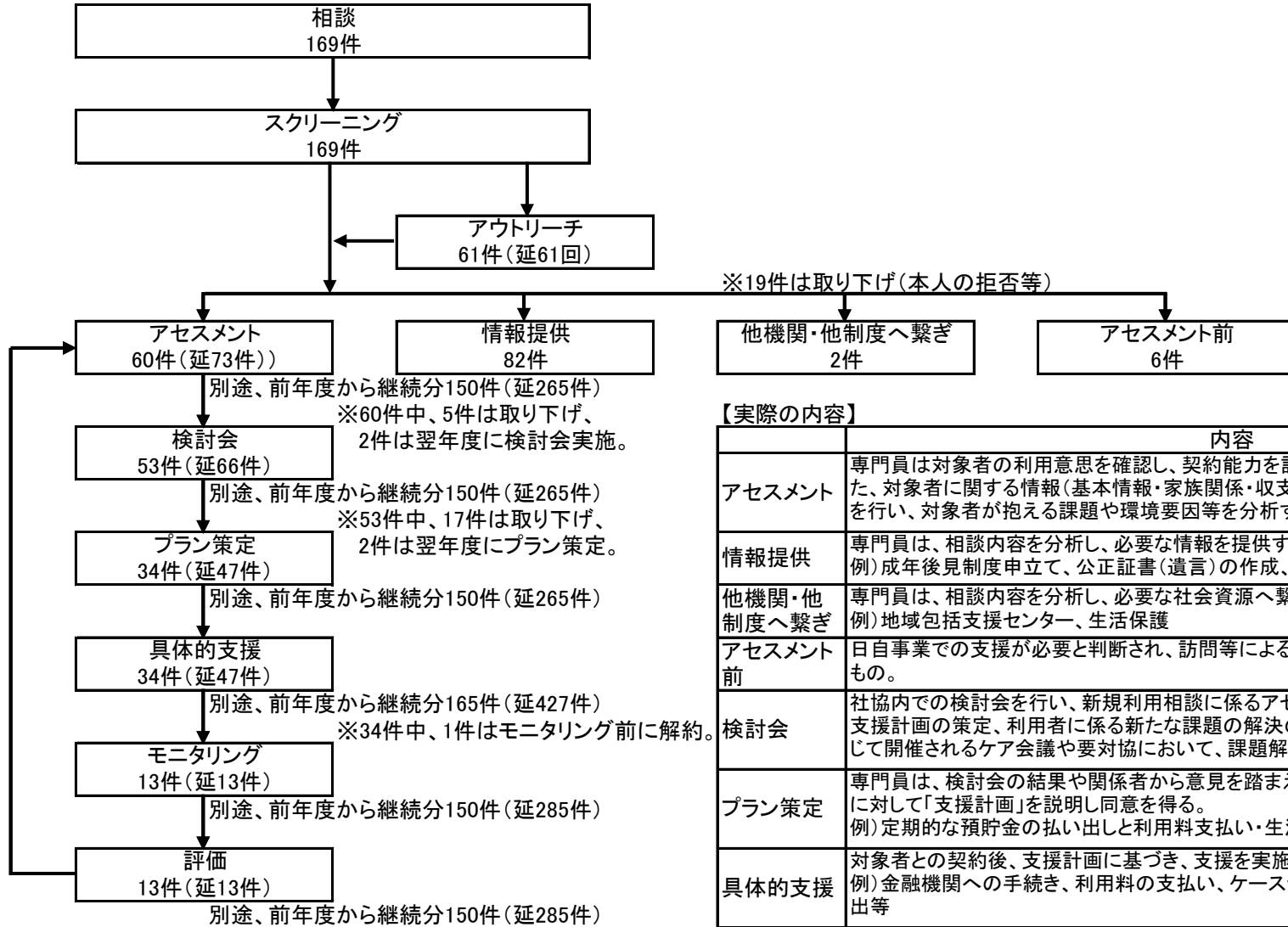


■生活困窮者自立相談支援事業・日常生活自立支援事業に関する補足資料

〔生活困窮者自立支援事業に係るケースマネジメント〕



〔日常生活自立支援事業に係るケースマネジメント〕



※19件は取り下げ(本人の拒否等)

【実際の内容】	
	内容
アセスメント	専門員は対象者の利用意思を確認し、契約能力を計るためガイドラインを実施する。また、対象者に関する情報(基本情報・家族関係・収支・資産・サービス利用状況等)の収集を行い、対象者が抱える課題や環境要因等を分析する。
情報提供	専門員は、相談内容を分析し、必要な情報を提供する。 例)成年後見制度申立て、公正証書(遺言)の作成、債務整理、日自事業説明等
他機関・他制度へ繋ぎ	専門員は、相談内容を分析し、必要な社会資源へ繋ぐ。 例)地域包括支援センター、生活保護
アセスメント前	日自事業での支援が必要と判断され、訪問等による対象者との面談の調整を行っているもの。
検討会	社協内での検討会を行い、新規利用相談に係るアセスメントを踏まえた支援内容の検討・支援計画の策定、利用者に係る新たな課題の解決のための検討を行う。その他必要に応じて開催されるケア会議や要対協において、課題解決に向けた協議・情報共有を行う。
プラン策定	専門員は、検討会の結果や関係者から意見を踏まえて「支援計画」の調整を行う。対象者に対して「支援計画」を説明し同意を得る。 例)定期的な預貯金の払い出しと利用料支払い・生活費の渡し等
具体的支援	対象者との契約後、支援計画に基づき、支援を実施する。 例)金融機関への手続き、利用料の支払い、ケース会議への同席、市役所等への書類提出等
モニタリング	専門員は、半年に1回各ケースにおいて支援計画の適性や目標に対しての到達度、対象者の判断能力等のモニタリングを行う。
評価	定期的なモニタリングを受け、検討会にて評価を行う。課題の解決、目標の達成がなされた場合、対象者の判断能力が著しく低下し、当事業での対象から外れる場合は、成年後見制度へ移行された時点で終結する。

フィードバック  
13件(延13)  
※15別途件、(前年度から延285件継続分)